

リーガルの窓 国際仲裁を活性化 啓発活動などで官民連携

2018/6/4付 | 日本経済新聞 朝刊

企業間の国際的なビジネス紛争を裁判以外の方法で解決する国際仲裁や国際調停の活用策を巡って、官民の連携が加速している。法務省は法律事務所と共同で啓発イベントを開いたほか、海外の仲裁機関に職員を派遣してノウハウを吸収する人材育成策も始めた。大阪市には国内初の国際仲裁の専用施設も開業しており、ソフトとハード両面で環境整備が進む。

5月25日、東京都内で法務省や外資系の法律事務所などが主催する「国際模擬仲裁・調停」のイベントが開かれた。日米の企業間で特許紛争が起きたという架空事例をもとに、日米欧の弁護士が原告側・被告側にわかれ、実際に近いやり取りを演じた。

国際仲裁は、紛争の当事者などが選んだ仲裁人が双方の主張を審理し、裁定を下す制度。国際調停は調停人が当事者の合意をもとに解決策を探るものだ。ともに裁判より短期間で柔軟に解決を図れる方法として海外では一般的だが、日本では拠点や制度に慣れた人材の不足で利用が低調だ。ビジネス環境が欧米に劣る一因ともいわれる。

政府は2017年、国際仲裁の基盤整備に取り組む方針を出した。今回のイベントでは審理の進め方で対立する双方の意見を仲裁人がどう整理するかなど、通常は非公開の手続きを明かし、解決合意への過程を示した。進行役の高取芳宏弁護士は「制度の利点を実感してほしい」と話した。

法務省は18年から海外の仲裁機関に職員を派遣する取り組みも始めた。任期付き公務員として採用した2人の弁護士を国際仲裁が活発なシンガポールと香港の仲裁機関に数カ月ずつ派遣。同省幹部は「民間の仲裁機関の独立性を保ちつつ、政府が側面支援する手法などを探っている」と説明する。政府の関与が強すぎると企業の敬遠を招くおそれがあり、官民連携の距離感が大切という。

5月には国際法務に詳しい弁護士らが国際仲裁施設の「日本国際紛争解決センター(大阪)」を開業。東京都や京都市でも拠点整備が進む。官民を挙げた強化策がかみ合えば制度が定着する可能性も高い。



日米欧の弁護士が実際のやり取りに近い場面を演じた(5月25日のイベント)

＝随時掲載

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.